

青森大学授業料等納付金の納入に関する規程

(趣旨)

第1条 青森大学学則第38条から第41条を執行するため、青森大学授業料等の納付金（以下「学納金」という。）の納入に関して、この規程の定めるところによる。

(学生納付金)

第2条 この規程において学納金とは、入学金・授業料・教育充実費・実験実習費等をいう。ただし、入学金は初年度のみ納入するものとする。

2 学納金の納入額は、学則の別表第2に定めるとおりとする。

(学納金の納入方法)

第3条 学納金の納入方法は、指定された期日までに次年度分を一括、又は次学期分を納入するものとし、銀行振り込みを原則とする。

2 本学指定の教育ローン等による納入契約を利用する場合はこれに準ずる。

3 納入方法の変更等についての相談・問い合わせは、総務課で随時受け付ける。

(学納金の納入期限日)

第4条 その納入期限日は、次のとおりとする。

前期 3月31日

後期 9月1日

ただし、納入期限日が銀行営業休業日の場合には、翌銀行営業日とする。

2 入学、編入学、転入学、再入学を許可されたものが入学手続きを完了するためには、所定の学納金を指定の期限日までに納入しなければならない。

3 転学部・転学科を許可された者についても、前項の規定に準ずる。

(学納金月分納願の許可)

第5条 学納金を一括、または2分割納入できない理由がある場合、月分納を許可することがある。

2 第4条第1項に定める納入期日までに、保証人連署のうえ「月分納願」を総務課窓口へ提出しなければならない。

3 月分納を許可する期間は1学期とする。

4 複数学期にわたり月分納を希望する場合、学期ごとに願い出なければならない。

(学納金延納願の許可)

第6条 やむを得ない理由により、第4条第1項に定める期日までに学納金を納入できない場合は、延納を許可することがある。

- 2 第4条第1項の納入期限までに、保証人連署のうえ延納願を提出しなければならない。
- 3 延納を許可された者は、学納金を指定された期限までに納入しなければならない。
- 4 延納の期限は、次のとおりとする。
前期 前期試験の前日
後期 後期試験の前日
納入期限の日が銀行営業休業日の場合には、直前の銀行営業日とする。
- 5 期限を過ぎても納入が確認できない場合は、学則第28条3項の規定により除籍とする。

(学納金再延納願の許可)

第7条 第6条第4項の延納期限日までに学納金を納入できない特殊事情が発生した場合、再延納を許可することがある。特殊事情については保証人との面談結果と提出書類の審査によって認定する。

2 再延納願は、指定された期限までに保証人連署のうえ提出しなければならない。その際、収入を証明する書類等の提出を求めることもある。

3 再延納願の提出期限は、次のとおりとする。ただし、期限の日が休業日の場合には翌日とする。

前期 5月31日

後期 10月31日

4 期限を過ぎて再延納を願い出た場合は受理しない。

5 再延納を許可された者は、第4条に定める次学期の納入期限までに2学期分を完納しなければならない。

6 再延納が許可されない場合で、期限を過ぎても納入が確認できない場合は、学則第28条3項の規定により除籍とする。

(試験の受験)

第8条 学納金の納入に応じない者は、学則34条第2項の規定により試験を受けることができない。ただし、再延納を許可された者には受験を認める。

2 受験後に学納金の未納が確認された場合、単位認定は保留とする。

(証明書等の発行)

第9条 学納金の納入に応じない場合には、本学の各種証明書の発行を留保する。卒業証書、卒業見込証明書もこれに含まれる。

(督促状の送付と除籍予告の通知)

第 10 条 学納金を納入期限までに納入しない者に対して督促状を送付する。

2 再度指定した期限までに納入しない場合には、学則第 28 条の規定により除籍予告を通知する。

(督促状の送付)

第 11 条 延納願の手続きをせずに、学納金を納入期限までに納入しない者に対して督促状を送付する。

2 学納金納入の督促に応じない場合は、除籍予告の通知を送付し、早急に延納手続きを行なうよう促す。手続きは第 6 条による。

(学納金未納による除籍)

第 12 条 学納金納入の督促に応じず、指定の期限日までに学納金を完納しないものについては、学長が学納金未納による除籍とし、これを本人および保証人に通知する。

2 前項に該当する者のうち学則第 65 条に規定した懲戒処分の対象者について、学長は処分が完了するまでの間、除籍の議を留保することができる。

3 学納金未納により除籍された者は、本学学生としての一切の資格を失う。

(学納金未納による除籍者の復籍・再入学)

第 13 条 学納金未納により除籍となった者が、未納学納金を添えて復籍又は再入学を願い出た場合、学則の規定に基づき、復籍又は再入学を許可することがある。

(卒業時の学納金未納学生の取扱)

第 14 条 卒業する学期末までに学納金を完納しない者に対しては卒業を認定しない。ただし、本学指定のローン等による支払い契約を済ませた学生には卒業認定を行なう。

(休学者・退学者の学納金)

第 15 条 休学が許可され、所定の手数料を納めた場合、休学期間の学納金は免除される。

2 新入生の休学については、入学した学期の学納金を免除しない。

3 学納金の納入期限日後、学納金未納のまま休学を願い出た場合には、疾病および事故等の場合を除き、休学願を受理しない。ただし、休学の手数料を納めた場合には休学願を受理する。また、医師の診断書添付を求めることもある。

4 学納金の納入期限日後に、学納金未納のまま退学を願い出た場合には、学生死亡の場合を除き除籍とする。

5 本学指定のローン等による支払い契約を済ませた場合には除籍とせず退学とする。

6 除籍後 6 ヶ月以内に学納金を納入した場合は退学とする。

(編入学者・転入学者の学納金)

第 16 条 編入学、転入学を許可された者の学納金は、入学年度の学納金とする。ただし、本学を卒業した者については入学金を徴収しない。

(再入学者の学納金)

第 17 条 退学者で再入学を許可された者の学納金は、再入学年度の学納金とし、入学金は徴収しない。

(転学部・転学科した者の学納金)

第 18 条 転学部・転学科を許可された者は、入学金を除く学納金を納入する。

(外国人留学生の学納金)

第 19 条 外国人留学生の学納金は、学則別表第 2 の通りとする。

2 私費外国人留学生に対しては、青森大学外国人留学生奨学金の規程に基づき、授業料の減免を行うことができるものとする。

(外国留学期間の学納金)

第 20 条 協定校から受け入れる交換留学生の学納金その他の納付金は、協定書等において定めるところによる。

2 海外の大学に留学する学生の学納金は減免できるものとする。これについては別に定める。

(科目等履修生の納付金)

第 21 条 科目等履修生の学納金は青森大学科目等履修生規程第 11 条のとおりとする。

(研究生の納付金)

第 22 条 研究生の学納金は青森大学研究生規程第 9 条のとおりとする。

(実験実習費)

第 23 条 実験実習費については学則の別表 2 のとおりとする。

(納入済み学納金等の取扱い)

第 24 条 すでに納入された学納金等は、学則第 39 条に定める場合を除き、いかなる理由があっても返還しない。

(改廃)

第 25 条この規程の改廃は、大学運営委員会で審議し、学長が理事会へ諮るものとする。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から改正施行する。

附則

この規程の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から改正施行する。

附則

この規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。

附則

この規程の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から改正し、施行する。